

令和5年4月

## 在学中受験の受験資格等について

東北大学法科大学院

令和5年司法試験より、法科大学院の課程に在学する者について、一定の要件のもとで司法試験の受験資格が与えられます。東北大学法科大学院に在学する皆さんも、所定の要件を満たせば、修了を待たず司法試験を受けることができるようになります。

具体的な受験資格や在学中（とくに第3年次前期）の履修登録について、よくある質問と回答を整理しましたので、在学中受験を考えている皆さんは、この資料を参考に各自履修・学修計画を立ててください。

### I 受験資格について

Q1 在学中受験の受験資格について教えてください。

A1 在学中受験をすることができるのは、以下の要件を満たす学生です（司法試験法4条参照）。

- (1) 法科大学院の課程に在学していること
- (2) 法科大学院を設置する大学の学長の認定（学長認定）を受けたこと

Q2 A1にいう学長認定の要件について教えてください。

A2 学長認定は、以下の要件を満たす場合に行われます（司法試験法4条、司法試験法施行規則4条参照）。

- (1) 法科大学院の課程に在学していること
- (2) 司法試験の行われる日の属する年の3月31日までに法科大学院において所定科目単位を修得していること
- (3) 司法試験が行われる日の属する年の4月1日から1年以内に法科大学院における修了要件を満たさないことが明らかでないこと

Q3 A2にいう所定科目単位とは、何を指すか教えてください。

A3 法務省令では、所定科目単位について以下のように定められています（司法試験法施行規則3条参照）。

- ①「法律基本科目…の基礎科目」を30単位以上
- ②「法律基本科目の応用科目」を18単位以上
- ③「選択科目」を4単位以上

東北大学法科大学院における科目の分類との対応関係は、以下のとおりです。

- ①「法律基本科目…の基礎科目」：第1年次基本科目、第2年次基本科目
- ②「法律基本科目の応用科目」：基幹科目
- ③「選択科目」；展開・先端科目のうち、司法試験選択科目に対応する科目

Q4 A3にいう「選択科目」は、司法試験で選択する科目と同一の科目でなければなりませんか。

A4 同一の科目である必要はありません。

- ・「倒産法」と「実務労働法Ⅰ」など異なる科目の単位を修得した場合であっても、合計で4単位を超えていれば、学長認定の要件は充足されます。
- ・「倒産法」と「応用倒産法」（計4単位）を取得して学長認定を得た学生が、司法試験でそれ以外の科目（「労働法」など）を選択して出願、受験することも可能です。

Q5 A2にいう「修了要件を満たさないことが明らかでないこと」に該当しないのは、どのような学生ですか。

A5 例えば、司法試験が行われる日の属する年度の3月までに法科大学院を修了するために必要な単位数が、第3年次の履修登録の上限単位数を超えているような学生をいいます。

東北大学法科大学院を修了するために必要な単位数は96単位であり、第3年次の履修登録の上限単位数は44単位ですので、第2年次を終えた時点で修得単位数が52単位に満たない場合は、「修了要件を満たさないことが明らか」であるものとして、学長認定は行われません。

（もっとも、法学既修者の場合、第2年次の必修科目である基本科目及び基幹科目の単位をすべて修得し、かつ、選択科目を4単位修得していれば、それだけで62単位を修得していることとなりますので、この要件のために学長認定が受けられない例はほとんど想定されません。）

Q6 学長認定は、いつ、どのように行われますか。申請が必要なのですか。

A6 学長認定は、司法試験が行われる日の属する年の5月頃に行われます。司法試験委員会からの照会に応じて法科大学院が実施しますので、学生から法科大学院への申請は不要です。

Q7 学長認定が取り消されることがありますか。

A7 法科大学院を退学する等、認定の要件を欠くに至った場合には、学長認定を取り消します。

学長認定が取り消された場合には、在学中受験はできなくなりますので、注意してください（司法試験予備試験の合格等、別の資格において司法試験を受験することは可能です）。

Q8 法学未修者として入学しました。在学中受験をすることは可能ですか。

A8 法学未修者として入学した学生も、所定の要件（A1参照）を充足する限り、在学中受験をすることは可能です。

法学既修者として入学した学生のうち法曹基礎課程（法曹コース）を修了していない者についても、同様です。

Q9 法学既修者として入学しましたが、第2年次において原級留置となりました。在学中受験をすることは可能ですか。

A9 原級留置となったことをもって、在学中受験の資格が否定されることはありません。

・令和3年度に法学既修者として入学し、原級留置により令和4年度も第2年次として在学後、令和5年度に第3年次に進級した場合、所定の要件を満たす限り、令和5年司法試験を受けることができます。

・令和4年度に法学既修者として入学し、原級留置により令和5年度も第2年次として在学する場合、令和5年司法試験を受験することはできません。しかし、令和6年度に第3年次に進級することができれば、所定の要件を満たす限り、令和6年司法試験を受験することができます。

## II 司法試験の出願方法について

Q10 在学中受験をする場合、どのように出願すればよいですか。

A10 司法試験受験願書の交付を受けたうえで、出願してください。

願書の交付は、①在籍し又は修了した法科大学院、②郵送、③法務省、のいずれかにおいて受けることができます。

## III 法科大学院での履修について

Q11 在学中受験を希望しています。履修登録にあたって注意すべき点を教えてください。

A11 在学中受験者は、①受験資格を得ること、②標準年限（法学既修者では、2年）で修了すること、の双方を念頭に履修スケジュールを組む必要があります。

①との関係では、以下の点に注意してください。

- ・第2年次までに、展開・先端科目のうち司法試験選択科目に対応する科目から4単位以上を修得すること（A3参照）
  - ・第2年次までに、52単位以上を修得すること（A5参照）
- ②との関係では、以下の点に注意してください。
- ・第3年次前期には、事実上一部の科目以外は履修できないため（A14参照）、前期に開講される科目であって履修を希望するもの（とくに、選択必修科目）は第2年次のうちに履修しておくこと。
  - ・在学中受験をして合格しても、その後法科大学院を修了できないと司法修習を受けることができないため（A15参照）、第3年次後期に授業を詰め込みすぎて単位を落としてしまうことがないように、第2年次から計画的に履修しておくこと。

Q12 在学中受験を希望しています。第3年次前期は、法科大学院での授業を受けずに受験準備に専念してもいいですか。

A12 第3年次の前期には、必修科目は配置されませんので、授業を受けずに司法試験の準備に専念することも可能です。

Q13 在学中受験を希望しています。第3年次前期にも授業を受けたいのですが、どの科目を履修すればいいですか。

A13 応用基幹科目を履修してください。前期に開講される応用基幹科目では、司法試験の実施日には休講するなど、在学中受験者への配慮を行います。

Q14 在学中受験を希望しています。第3年次前期に、応用基幹科目以外に履修できる科目はありますか。

A14 応用基幹科目以外の科目でも、第3年次に配当されている科目であれば、履修登録をして授業を受けることは制度上可能です。

ただし、在学中受験者への配慮は行われませんので、司法試験準備や受験のために欠席した場合、「正当な理由」のない欠席と扱われ、累積すると定期試験の受験資格を失うおそれがあります。在学中受験を予定している場合、前期開講科目については履修を控えることを推奨します。

#### IV その他

Q15 在学中受験を経て、合格しました。注意すべき点はありますか。

A15 司法試験に合格しても、法科大学院を修了できなかった場合には、司法修習を受け

ることができません（司法修習生として採用されません）。第3年次後期に履修登録した科目について予定どおり単位を修得できるよう、学修を進めてください。

Q16 在学中受験を経て、合格した後、法科大学院を修了せず退学しました。合格は取り消されますか。

A16 法科大学院を退学しても、司法試験の合格が取り消されることはありません。

ただし、法科大学院を修了しない限り、司法修習を受けることはできません（司法修習生として採用されません）。司法修習を受けるには、改めて法科大学院（東北大学法科大学院に限られません。）に入学し、修了する必要があります。

Q17 在学中受験をしましたが、不合格でした。あと何回、司法試験を受けられますか。

A17 在学中受験をした場合、司法試験を受けることができるのは、最初に在学中受験をした日の属する年の4月1日から5年を経過するまでの期間です（司法試験法4条1項1号・3項参照）。

最初の在学中受験に不合格となった場合、最大であと4回、司法試験を受けることができると考えられます。

Q18 在学中受験をしましたが、不合格でした。翌年の司法試験は受験せず、翌々年の司法試験を受験することを考えています。この場合も、あと4回、受験機会がありますか。

A18 在学中受験をした場合、翌年に司法試験を受験するかどうかにかかわらず、司法試験を受けることができる期間は在学中受験をした年の4月1日から5年間です（A17参照）。

例えば、令和5年司法試験を在学中に受験した場合、令和6年司法試験を受けるかどうかにかかわらず、司法試験を受けることができる期間は令和10年4月1日までとなりますので、令和5年に受験し、翌年の受験をしない場合、①令和7年、②令和8年、③令和9年、の計3回の受験機会があるものと考えられます。

【参考】司法試験法第4条

(1) 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において受けることができる。

- 1 法科大学院の課程を修了した者 その修了の日後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間  
(略)

(2) 前項の規定にかかわらず、司法試験は、第1号に掲げる者が、第2号に掲げる期間において受けることができる。

- 1 法科大学院の課程に在学する者であつて、法務省令で定めるところにより、当該法科大学院を設置する大学の学長が、次のイ及びロに掲げる要件を満たすことについて認定をしたもの

イ 当該法科大学院において所定科目単位…を修得していること。

ロ 司法試験が行われる日の属する年の4月1日から1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあること。

- 2 この項の規定により前号の法科大学院の課程に在学している間に最初に司法試験を受けた日の属する年の4月1日から当該法科大学院の課程を修了若しくは退学するまでの期間又は同日から5年を経過するまでの期間のいずれか短い期間

(3) 前項の規定により司法試験を受けた者が同項第1号の法科大学院の課程を修了した場合における第1項第1号の規定の適用については、同号中「その修了の日後の最初の」とあるのは、「次項の規定により最初に司法試験を受けた日の属する年の」とする。

【参考】司法試験法施行規則第3条

法第4条第2項第1号イに規定する法務省令で定める科目の単位（第4条第2項第2号において「所定科目単位」という。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める単位数とする。

- 1 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。以下この条において同じ。）の基礎科目（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下この条において「連携法」という。）第4条第1号に規定する専門的学識を涵養するための教育を行う科目をいう。） 30単位以上
- 2 法律基本科目の応用科目（連携法第4条第2号に規定する応用能力を涵養するための教育を行う科目をいう。） 18単位以上
- 3 選択科目 4単位以上